

遺産分割の調停・審判の申立てについて

1 はじめに

被相続人が死亡した場合に相続人が数人あるときは、その相続財産は共同相続人の共有となり、共同相続人間でいつでも遺産を分割することができます。この遺産の分割について、共同相続人間で協議がととのわないとき又は協議をすることができないときは、各共同相続人は家庭裁判所に対し遺産分割の調停又は審判の申立てをすることができます（民法898条、907条1項、2項）。

2 申立てに当たって必要なもの

- (1) 申立書（必要事項を記入したもの） 原本1通、写し 相手方の数の通数
- (2) 遺産分割事情説明書（必要事項を記入したもの）
- (3) 相続関係図（必要事項を記入したもの）
- (4) 収入印紙1200円分（被相続人一人につき）
- (5) 郵便切手 80円×当事者数×4枚（10枚に満たない場合は10枚）
10円×当事者数×4枚、90円×当事者数、100円×当事者数

(6) 添付書類

- ※ 同じ書類は1通で足ります。
- ※ 戸籍等の謄本は、戸籍等の全部事項証明書という名称で呼ばれる場合があります。
- ※ 申立前に入手できない戸籍等がある場合は、その戸籍等は申立後に追加提出することでも差し支えありません。
- ※ 審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。
- ※ 裁判所に提出した書類はお返しできませんのでコピーを取るなど手元に控えを残しておいてください。

【共通】

- ① 被相続人（亡くなった方）の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- ② 相続人全員の戸籍謄本
- ③ 被相続人の子（及びその代襲者）で死亡している方がいらっしゃる場合、その子（及びその代襲者）の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- ④ 相続人全員の住民票又は戸籍附票
- ⑤ 遺産に関する証明書（不動産登記事項証明書及び固定資産評価証明書、預貯金通帳の写し又は残高証明書、有価証券写し等）

【相続人が、被相続人の（配偶者と）父母・祖父母等（直系尊属）（第二順位相続人）の場合】

- ⑥ 被相続人の直系尊属に死亡している方（相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る（例：相続人が祖母の場合、父母と祖父））がいらっしゃる場合、その直系尊属の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

【相続人が、被相続人の配偶者のみの場合、又は被相続人の（配偶者と）兄弟姉妹及びその代襲者（おいめい）（第三順位相続人）の場合】

- ⑥ 被相続人の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- ⑦ 被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- ⑧ 被相続人の兄弟姉妹に死亡している方がいらっしゃる場合、その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- ⑨ 代襲者としてのおいめいに死亡している方がいらっしゃる場合、そのおい又はめいの死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

3 申立書及び遺産目録の記入について

別添の記入例を参考にしてください。

4 申立人について

共同相続人や包括受遺者（遺言で例えば3分の1というように割合を示して遺産を与えられた者）等が申立人となります。

なお、この調停は、相続人のうちの1人もしくは何人かが他の相続人全員を相手方として申立てをする必要があります。

5 申立書等の提出先について

調停の申立てをする場合の提出先は、相手方の住所地を管轄する家庭裁判所です。審判の申立てをする場合の提出先は、相続開始地（被相続人の最後の住所地）を管轄する家庭裁判所です。分からないときは、最寄りの家庭裁判所にお尋ねください。当事者が合意で定めた家庭裁判所に調停又は審判を申立てることもできます（申立書とともに管轄合意書を提出する必要があります。）。

6 裁判所に提出した書類について

申立書の写しは、法律の定めるところにより相手方に送付します。

また、申立書以外であなたが裁判所に提出した書類は、裁判官の判断により、相手方に見せたり、写しを交付することがあります。

7 申立て後の手続について

申立てを受けた家庭裁判所は、申立てについて審理するため事前に申立人や相手方に一定の事情を書面で照会したり、直接お尋ねすることがありますので、裁判所からの照会には期限を守り必ず応じてください。

調停の申立てがあった場合には、調停委員会が申立人と相手方の双方から直接事情や意見を聴き、双方が納得のいく適切な遺産の分割ができるよう話し合いを進めます。さらに、必要に応じて、手続が円滑に進められるように、家庭裁判所調査官が事情を聴くこともあります。家庭裁判所から調停期日等の呼出しがあったときには、その日時を間違えないように必ず出頭してください。

なお、審判の申立ての場合でも、話し合いによるのが適当と考えられる場合などには、申立人や相手方の意見を聴いて、家庭裁判所の判断で調停を進めることがあります。

8 問い合わせ先

〒652-0032 神戸市兵庫区荒田町3丁目46番1号

神戸家庭裁判所 家事受付係

電話078-521-5930

以上